

事務連絡文書

令和4年10月3日

関係機関各位

高知県信用保証協会
(公印省略)

「伴走支援型特別保証制度」の保証限度額の引上げについて

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会業務につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国統一保証制度及び高知県制度「伴走支援型特別保証」について、令和4年10月1日保証申込受付分より、保証(貸付)限度額が6,000万円から1億円に上げられましたので、お知らせいたします。

今後、本格化するコロナ関連融資の円滑な返済を進めていくため、また、早期の経営改善を図っていくためにも、本制度の積極的なご活用をお願い申し上げます。

詳細につきましては、保証部及び幡多支所までお問い合わせください。

【添付書類】

- ・高知県制度「伴走支援型特別保証融資」チラシ

【お知らせ】

令和4年10月1日以降に保証申込受付した経営安定関連保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)について、取扱金融機関によるモニタリングが導入(業況報告書の提出)されることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、事務運用の詳細につきましては、別途お知らせいたします。